## 日本教育情報学会 年会実行委員会規則

(目的)

- 第1条 日本教育情報学会年会を実行するために、年度毎に年会実行委員会(以下、実 行委員会という)を設置する。
  - 2 実行委員会は、年会企画委員会の助言に基づき、年度毎に開催する年会を実行する。

(構成)

- 第2条 実行委員会の責任者として実行委員長を置く。実行委員長は、年会企画委員会の助言に基づき、会長が会員の中から指名し、運営委員会に報告する。
- 2 実行委員会に副委員長、幹事および委員若干名を置く。副委員長、幹事および委員 は、実行委員長が指名する。
- 3 各年度の実行委員長の任期は、会長から指名された日から、会計報告が本学会運営 委員会において承認された日までとする。副委員長、幹事、委員の任期は年会実行 委員長に準じる。

(委員会)

第3条 実行委員会は実行委員長が必要に応じて招集する。

(任務)

- 第4条 実行委員会は、年会の実務を任務とし、次の事項を審議し実行する。
  - (1) 年会の会場に関する事項
  - (2) 年会における研究・発表に関する事項
  - (3) 年会の各種申込に関する事項
  - (4) 年会論文集の編集に関する事項
  - (5) 年会の広報、経理に関する事項
  - (6) 年会の当日運営に関する事項
  - (7) その他年会実務に関する事項

(開催)

- 第5条 実行委員会は必要に応じて随時開催するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、迅速な決定が必要な場合は、電子メール・FAX 等の通信による審議を行うことができ、その決議事項は実行委員会の決議とみなす。

(報告)

- 第6条 実行委員長は,実行委員会を代表し,年会企画委員会および本学会運営委員会 において進捗状況,審議事項を報告しなければならない。
- 2 実行委員長は、年会企画委員会及び本学会運営委員会において指摘された事項については、実行委員会に報告し、必要に応じて審議しなければならない。

(補則)

第7条 第1条の目的を達成するために必要となる細則等については、実行委員会において別に定め、企画委員会に報告する。

## 附則

この規則は、2016年8月22日から施行する。